

湯沢町議会基本条例

主権者たる町民の直接選挙で選ばれた議員が構成する湯沢町議会は、湯沢町まちづくり基本条例に示された議会の役割と責務を守り、広い視野からの自由闊達な討議を通して、政策の立案、決定、執行、評価など町政の課題を明らかにし、町民の意思を町政運営に的確に反映させなければならない。

湯沢町議会が目指す町民に信頼される開かれた議会の実現のためには、積極的な情報の公開、公平性、透明性の確保、町民ニーズを反映した政策立案、町長等行政機関への監視とけん制、議員の自己研さんと体制整備等が求められる。湯沢町議会が町民の負託に応えるため湯沢町議会基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、町民に開かれた信頼される議会の構築及び議員活動の活性化を図ることをもって、町民の意思を町政に的確に反映できる議会の確立を目的とする。

(町民)

第2条 この条例において「町民」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 湯沢町に住所又は居所を有する者
- (2) 湯沢町に勤務又は通学する者
- (3) 湯沢町に所在し又は活動する法人その他の団体
- (4) 湯沢町にリゾートマンション又は別荘等を所有するもののうち町内において町民との交流、地域活動に参加するもの

(最高規範性)

第3条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会はこの条例に反する議会の会議規則、条例、規則、規程等を制定してはならない。

2 議会は、議会に関する法令の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない。

第2章 町民と議会の関係

(町民の権利と責務)

第4条 議会は、町民に議会活動を分かりやすく説明しなければならない。

2 町民は、議会との多様な意見交換の場へ積極的に参加し、議員の政策立案に寄与し、必要に応じて政策提案をすることができる。

(町民に対する議会の責務)

第5条 議会は、議員活動に関する情報を議会広報やインターネット等多様な手段を

使って積極的に公表し、透明性を高めるとともに説明責任を十分に果たすものとする。

- 2 議員は、地域、組織、団体等、町民との意見交換会の場へ積極的に参加し、また場を設けて広く声を聴き、政策立案能力強化を図る責務を有する。

第3章 議会の運営原則及び議員の活動原則

(議会の運営原則)

第6条 議会は、町民主権を基礎とする町民の代表機関であることを常に自覚し、公開、公正、信頼を重んじた運営を行う。

- 2 議会は、町民の町政参加の権利を保障するために、町民参加を不断に追究する。
- 3 議会は、町民の意思を最終的に決定するとともに、町長等の事務の執行について監視及び評価を行う。
- 4 議会は、議案を審議するだけでなく、独自の政策立案や政策提言を行うように努める。

(議員の活動原則)

第7条 議員は、議会が合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議の場を重んじなければならない。

- 2 議員は町政の課題全般についての町民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんをしなければならない。
- 3 議員は、町民全体の福祉の向上を目指して活動をしなければならない。

(会派)

第8条 議員は、会派を結成することができる。

(全員協議会)

第9条 全員協議会については、地方自治法（昭和22年法律第67号 以下「法」という。）第100条第12項の定めるところによる。

- 2 必要な事項は、湯沢町議会会議規則で定める。

第4章 議会と行政の関係

(議会と行政との関係)

第10条 議会審議における議員と行政との関係については、緊張関係を保持しつつ監視機能を高め、町民のための政策提言につなげるものとする。

- 2 会議における法第121条の規定により議場に出席した者（以下「説明員」という。）は、論点及び争点を明確にしなければならない。ただし、出席できないときは、資料を提出しなければならない。
- 3 一般質問において、議員は政策提言に努めなければならない。また答弁者である町長等は、議長の許可を得て、質問内容の論点確認をすることができる。

(適正な議会費の確立)

第11条 議会は適正な議会の活動費を確立するため、自ら議会費の予算に係る意見書を作成し、町長に提出することができる。

(法第96条第2項の議決事件)

第12条 法第96条第2項の規定に基づき、次の事件を議会の議決すべき事件として指定する。

- (1) 湯沢町まちづくり基本条例（平成23年条例第1号）第17条に基づく基本構想及びこれを実現する基本計画（以下「総合計画」という。）
- (2) 町有地の10,000平方メートル以上の契約貸付

(町長による政策形成過程の説明)

第13条 議会は、町長等が重要な計画を策定するときに、議会審議における論点情報を整理し、その政策等の水準を高めるため、町長等に対し次の各号に掲げる事項の説明書の提出を求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 町民参加の実施の有無及びその内容
- (4) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (5) 総合計画における根拠又は位置付け
- (6) 政策等の実施に係る財源措置
- (7) 将来にわたる政策等の効果及びコスト

(予算及び決算における説明と議案の配布)

第14条 議会は、予算及び決算の審査に当たっては前条の規定に準じて、町長に対し、分りやすい施策別又は事業別の説明を行うよう求めるものとする。

- 2 町長は、提出予定議案の配布については、一般議案等は会議開会日の3日前、当初予算案及び決算は会議開会日の10日前までにしなければならない。

第5章 委員会の活動

(委員会の運用)

第15条 議会は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題や町政の諸課題を適正に分析し、委員会の専門性と特性を活かし湯沢町議会委員会条例（平成3年条例第19号）に定めるところにより適切な運営に努めなければならない。

- 2 委員会は、その運営に当たり、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用するものとする。
- 3 議員は、委員会審査にあたって提出された説明資料等を精査し、町民に分かりやすい議論を行うものとする。

第6章 政務活動費

(政務活動費の執行及び公開)

第16条 政務活動費は、議員が政策立案又は提案を行うための調査及び研究に資す

るため交付されるものであることを認識し、湯沢町議会政務活動費の交付に関する条例（平成 15 年条例第 22 号）に定めるところにより適正に執行しなければならない。

- 2 議長は、政務活動費の報告書及び活動内容が明確に示される書類を町民に、閲覧させなければならない。

第 7 章 議会・議会事務局の体制整備

（議会広報の充実）

第 17 条 議会は、情報技術の発達を踏まえて多様な広報手段を活用した次の広報活動をしなければならない。

- (1) 議会だより 本会議終了後 6 週間以内に発行する
- (2) 議会広報 本会議発言通告締切後すみやかに
- (3) インターネット等

- 2 議会の広報活動は、町政に関する情報を議会独自の視点からとらえたものでなければならない。

（議員研修機能の充実強化）

第 18 条 議会は、議員の政策形成及び立案能力向上のため、議員研修の充実を図るとともに、公聴会及び参考人制度を活用し、広く各分野から専門的知識を取り入れるよう努めるものとする。

（議会事務局の体制整備）

第 19 条 議長は、議会及び議員の政策形成、立案機能を高めるため、事務局職員の研修計画を策定し、資料の充実及び議会事務局の調査、法務機能を強化するよう努めるものとする。

第 8 章 災害対策

（災害対策本部の設置）

第 20 条 議長（議長に事故があるときは副議長）は、地震等の災害により、湯沢町災害対策本部（湯沢町災害対策本部条例（昭和 39 年条例第 20 号）以下「町対策本部」という。）が設置された場合において、町対策本部が実施する災害応急対策業務等に積極的に協力して、災害復旧を早急に行わせ、町民の生命、財産の保全に努めるため、別に定めるところにより議会対策本部を設置することができる。

第 9 章 議員の政治倫理、身分、待遇

（議員の政治倫理）

第 21 条 議員は、町民の代表として名誉と品位を損なう行為を慎み、議員としての責務を正しく認識し、湯沢町議会議員政治倫理条例（平成 27 年条例第 37 号）を遵守し、その使命の達成に努めなければならない。

(議員定数)

第22条 議員定数は、湯沢町議会の議員の定数を定める条例（平成14年条例第24号）で定める。

2 議会は、議員定数の見直しに当たっては、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用し、町民等の意向を把握するために適正な定数を検討しなければならない。

(議員報酬)

第23条 議員報酬は、湯沢町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年条例第3号）で定める。

2 議会は、議員報酬の改正に当たっては、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用すること等により、意見を公表することができる。

第10章 条例の検証及び見直し

(条例の検証及び見直し手続き)

第24条 議会は、任期開始3年毎に、この条例の目的が達成されているか検証し、その結果を町民に公表しなければならない。

2 議会は、検証の結果により、この条例の改正を含め、適切な措置を講じなければならない。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関して必要な事項は、議長は会議に諮って決める。

附 則

この条例は、次の一般選挙による議員の任期の開始の日から施行する。